国際障害者年から 45 年

2026 年 11 月 2 日　連絡協委員　東京青い芝の会　寺田純一

私たち東京青い芝の会は脳性マヒ者をはじめとする幼い時からの障害者が社会の一員として独立するためには、親きょうだいへの依存からの脱却が不可欠であるとの観点から、長年にわたって様々な活動を展開してきました。

私自身、就学免除により学校教育の機会を奪われ、「社会性がない、社会性がない。」と言われながら十代から二十代前半まで親の元で過ごしたことが、活動の原点になりました。「扶養義務を前提とする生活保護制度ではなく、年金による所得保障を」との訴えが、国際障害者年を背景とする運動の高揚のなかで障害基礎年金と特別障害者手当に結実したことは周知の事実です。

重度手当など都の独自給付については、家族が障害者を抱え込むのではなく、独立を育む制度とするよう訴えました。現に介護保険優先で障害者総合支援法の施策から排除されてきた 88 歳の私が独立した生活を維持できたのは、重度手当等により制度外の有料サービスを利用できたからに他なりません。

都は、「所得保障は国の責任。都は就労支援に力を入れている」として、平行線を辿ってきました。ちなみに、私の知るある就労支援事業所では、利用者の時給を 140 円～220 円としています。

生活の場としての施設については、「地域か施設か」という二項対立ではなく、地域居住の選択肢として位置付けるよう訴えてきたと思います。ケア付き住宅の運動から東京都八王子自立ホームが生まれたのは、行政にとっても画期的な一歩です。

最近の連絡協の場で「居住地特例制度の見直し」について度々注意喚起してきたのはそうした観点に基づいています。小規模施設が地域の重要な資源として様々な役割を担っている今日、隔離の場として辺境の地に大規模施設が作られた時代の行政の知恵を新たな知恵に置き換えてこそ、共生社会の未来が開けるのではないでしょうか。

上記私の提言は、障害者計画の改定に向けた今回会議の議論に役立たないとのご意見もあるかもしれませんが、会議参加も今回が最後になりそうな身体状況もあり、改めて確認しておきたいとの想いもあり、歴史を踏まえた基本的観点をあえてここに配しました。